

## 第6章 環境配慮項目に関する措置

第3章で選定した環境配慮項目に関する措置は、表6-1に示すとおりである。

表6-1 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	措置の内容	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的に防災訓練を実施し、施設職員の安全対策等への意識を高める。</li> <li>○計画地内には、非常時の電源を確保し、災害時でも使用できる照明等を設置する。また、防災備品を配備する。</li> <li>○建築物等の耐震性を確保するため、計画地内の設備機器については可能な限り耐震構造とする。</li> </ul>
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用し、温室効果ガスの排出を抑制する。</li> <li>○工事用車両のアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、不要な温室効果ガスの排出を防止する。</li> </ul>	—
気候変動の影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用し、温室効果ガスの排出を抑制する。</li> <li>○工事用車両のアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、不要な温室効果ガスの排出を防止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設のプラント設備や空調設備等は省エネルギー型の採用に努めるとともに、エネルギーの効率的利用により排熱の排出低減に努める。</li> <li>○計画地内の緑地を適切に保全することにより暑熱対策を行うとともに、雨水調整池により治水・水害対策を行う。</li> <li>○主要な電気設備は、浸水対策として必要な高さを確保して整備する。</li> </ul>
酸性雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な施工計画により、建設機械及び工事用車両の効率的な稼働を促進する。</li> <li>○建設機械の稼働に関して、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を採用する。</li> <li>○工事用車両のアイドリングストップを指導する。また排出ガス規制適合車両の採用に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底するとともに、排出ガス規制適合車を採用するように努める。</li> </ul>
資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設資材について極力、再生品を採用し、コンクリート型枠等は再利用に努めるなど資源の有効利用の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○節水型機器の採用などにより水資源の有効利用を図る。</li> <li>○建築物の適切な管理、運営による設備の長寿命化に努める。</li> </ul>

